

第14号様式(第19条)

八千代市ク推指令第3号
平成27年4月1日

許 可 証

住 所 習志野市東習志野6-16-26
氏 名 有限会社 橋本
代表取締役 橋本 豊 様

八千代市長 秋 葉 就



平成27年2月23日に申請のあった一般廃棄物処理業については、八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	習志野市東習志野6-16-26 有限会社 橋本
取扱い廃棄物の種類	一般廃棄物(ごみ)
収集運搬又は処分の別	収集・運搬
許 可 番 号	第 26 号
許 可 期 間	平成27年4月 1日 から 平成29年3月31日 まで
許 可 区 域	八千代市全域
条 件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行規則 その他関連法規を遵守すること。 2 市及び関係機関の指導に従うこと。 3 記載事項等に変更が生じた場合は速やかに届け出ること。 4 八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第21 条に規定する搬入手数料については、遅滞なく納入すること。 5 以上の許可条件に反した場合、許可を取り消すこととする。

複製禁止 使用無効